善隣

No.576 通巻843

2026年（令和８年）11月１日発行（毎月１日発行）

2026 11



一般社団法人 国際善隣協会

善隣　目　次　2026年11月号

公開講演会記録

在日コリアンなど在日外国人の
日本における相互平等主義について ……田中　宏　2

矢吹晋著『相互不信―紆余曲折の日中関係、その先にあるもの』を巡る
二つの考察

（その１）　『相互不信』を読んで ……諏訪哲郎　12

（その２）　国権と民権のはざま ……渡辺浩平　17

会員彼是

新著『さまよえる人生』を上梓して……大類善啓　22

陶陶俳壇

……馬場由紀子　23

中国ウォッチング

……編・訳　上松玲子　24

協会通信 ……　26

2026年11月の行事予定 ……　27

みんなの写真館

石神井公園の秋模様／姜晋如 ……表紙／26
都心に、秋が来た／伊大知重男 ……表４／26

善　隣　第576号　通巻843号
2026（令和８）年11月１日発行
発行所　〒105-0004　東京都港区新橋1-5-5
一般社団法人　国際善隣協会
TEL　03（3573）3051
FAX　03（3573）1783
発行人　井出亜夫
編　集　原田克子
校　正　山谷悦子、小畑紀子
印刷所　㈲ゆにおんプレス
TEL　048-834-1201
定価　一部400円　年額4,800円
振替　00120-0-145956
国際標準逐次刊行物　ISSN 0386-0345
ⓒ禁無断転載

当協会は、中国ならびに近隣諸国との相互理解を深め、友好親善・交流を推進しています。
一般社団法人　国際善隣協会

公開講演会記録

在日コリアンなど在日外国人の日本における相互平等主義について

一橋大学名誉教授　田中　宏



1．私の出発点

私が今日お話することの出発点は、意外と単純なことなんです。私の経歴でご紹介いただいた「アジア文化会館」（東京・駒込）に、１９６２年から72年ぐらいまで、職員として働いたんです。留学生とか研修生が、約１１０人収容の会館です。

１９６３年11月、東南アジアの華人留学生のひと言「こんど、千円札に「聖徳太子」に代わって出てきた「伊藤博文」って、朝鮮民族の恨みを買ってハルピンで朝鮮人〔安重根〕に撃たれた人でしょう。戦後生まれ変わった日本で、なんでそんな人を千円札に使うんですか」「しかも一番多い外国人は在日朝鮮人でしょう、彼らも毎日の生活でこのお札を使わなきゃいけない。日本人はずいぶん残酷なことをするんですね。１億人が何を考えているのか薄気味が悪い」と。これが出発点の一つです。

１９６９年３月に最初の入管法改正案が出てきて、大きな社会問題になったんです。「入管法案撤回を求める25か国留学生の共同声明」をまとめようと、私も裏方をやったんです。南ベトナムからの留学生が、私に言ったんです。「日本人はシャイだから、字で書く時は「外国人」と書くけど、内心では国に害になる人「害国人」と思ってるんじゃないの」と。外国人には「外国人登録証明書」があって、常時携帯が義務付けられていました。本人の顔写真の下に本人の指紋が黒々と押してあるんです。「指紋」は通常は犯罪と結びつけられます。外国人は犯罪者が

多いから、事前に指紋を押した身分証明書をいつも持って歩かせる。結局は、外国人は日本にとっては「害」になる連中が多いから見張っておかないと、という仕組みになっていて、自分たちはそれを守らされているんだと、留学生はそういう感覚をもつのかなと思ったんです。その発言にも、私はすごくショックでした。

別のベトナム人留学生の話。「田中さん、東大生って超一流エリートかもしれないけど、ひどいよ。とにかくベトナム人をつかまえるとフランス語の練習台にしたがる。留学生が日本語がまだできなければ、何も言いませんよ…。フランス語はベトナム人が植民地支配の中で強制された言葉です、東大生は植民地支配について何も学んでいないのだろうか。田中さん、日本の将来が心配ですね」と。その留学生が、その後、新聞の切り抜きを持ってきた。日本ベトナム友好協会主催の「フランス語講座」の広告で、キャッチコピーは「インドシナ三国で普及しているフランス語を学んで、インドシナ人民と友好を」と。日本共産党の機関紙『赤旗』（１９７３年10月31日）のものです。「田中さん、日本の左翼も落ちるとこまで落ちましたね」と言い放ったんです。

多分日本人の間では、千円札の伊藤博文も全く話題にもならない。『赤旗』の広告は一週間後に再掲されてます。共産党の幹部も『赤旗』の読者も、「インドシナ三国で普及しているフランス語を学んで、インドシナ人民と友好を」に何の違和感もないのでしょう。私と当時の留学生とは年格好がほとんど同じです。広告を見て彼らはどきっとするんだけど、私は、言われて初めてびっくりするわけです。今でも私にはその差異のことが、ずっとのしかかっている感じがします。

もう一つの出発点は、在日朝鮮人古老の宋斗会さん（１９１５～２００２年）との出会いです。私に手紙をくれた人で、京都に出かけて会いました。「俺が日本で生きていくのに、いちいち法務大臣の許可をもらわねばならない。日本に何か借りでもあるのだろうか。逆に「あまり住み良くないかもしれないが、よろしかったら、いつまでもいらしてください」ぐらいの挨拶があってしかるべきだ」と。この人は１９１５年生まれで、１９１０年が韓国併合ですから、ご両親はもちろん朝鮮で生まれているわけですけど、韓国併合によって「日本人」になる、地球上から朝鮮という国がなくなるわけです。「俺は日本国籍をもった朝鮮人の父母から生まれ、出生により取得した日本国籍をもっていて、放棄した覚えはないのに、勝手に国籍を変えて何の断りもない、どういうことか、おかしいよ。「世界人権宣言」（１９４８年12月）だって、15条に、何人も、ほしいままにその国籍を奪われたり、その国籍を変更する権利を否認されることはないとある。俺は日本国籍確認訴訟を自力で始めたから手伝ってほしい」という。

それまで、およそ「国籍」について考えたこともない。「国籍」っていったい何なのかとしみじみ考えるようになりました。これらのことが、今日の話の出発点です。

2．占領改革、マッカーサー憲法草案、人種差別撤廃を提起の日本、中曽根「改憲試案」

日本は、第２次大戦後、連合国軍（実質はアメリカ軍）に占領されます。天皇の上にマッカーサーが君臨する感じです。占領当局は、どのように日本の「非軍国主義化」を進めるか、ドイツの場合は「非ナチ化」をどう進めるかだったのでしょう。

大日本帝国憲法は「大日本帝国は、万世一系の天皇之を統治す」とあり、マッカーサーは「こんな憲法はダメだ」と日本側に改正を求めるがなかなか埒が明かない。アメリカ本国がまとめた「日本の統治体制の改革」（SWNCC228、１９４６年１月）は、国務省・陸軍省・海軍省調整委員会の文書です。これをもとに「マッカーサー憲法草案」が部下によって作られます。そこには「日本臣民および日本の統治権の及ぶ範囲にいるすべての人の双方に対して基本的な人権を保障する旨を、憲法の明文で規定することは、民主主義的理念の発達のための健全な条件を作り出し、また日本にいる外国人に、彼らがこれまで〔日本国内で〕有していなかった程度の〔高い〕保護を与えるであろう」と。

「マ憲法草案」が、日本政府に渡されるのは１９４６年２月13日です。草案第13条は「一切の自然人は法律上平等なり」とあり、さらに草案16条には「外国人は平等に法律の保護を受くる権利を有す」と、憲法に外国人を平等に扱うと出てきたわけです。佐藤達夫という内閣法制局の幹部――ＧＨＱと交渉した人――が考えた「新13条」＝「すべての自然人は、その日本国民たると否とを問わず、法律の下に平等にして、人種、信条、性別、社会上の身分若しくは門閥又は国籍により、政治上、経済上又は社会上の関係において差別せらるることなし」で、16条は削除されたようです。

次は、幣原喜重郎内閣によって「憲法改正草案要綱」（46年３月６日）が発表されます。しかし、それは「第13条　凡そ人は、法の下に平等にして、人種、信条、…により…差別を受くることなきこと」（条文化以前の要綱）とあるだけです。「新13条」にあった「日本国民たると否とを問わず…、国籍により…差別されない」が入っていないんです。ＧＨＱに無断で削ることは不可能のはずです。ここから先は、私の推測でものを言います。おそらく日本側は、「『凡そ人は』という主語は、日本人であろうと外国人であろうと、凡そ人たるものは、という意味で、表現も簡潔になる」と説明して、ＧＨＱも「了解です」と応じたんだと思うんです。

その後は、日本側での国会審議などを通じて出来上がった「日本国憲法」は、１９４６年11月３日の「文化の日」に公布されます。例えば、第25条の生存権は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」となっています。「すべて国民」は公定英訳では all people です。占領下では「英文官報」が出ていて、日本国憲法の「公定英訳」が載っています。

三省堂の『模範六法』には公定英訳の英文憲法が入っています。「国民」とpeopleは、どう違うのかということです。peopleという単語に「外国人を除く」という意味はないですよね。これが「落とし穴」になったのかも知れません。

ちょっと脱線しますが、私が愛知県立大学にいた頃のこと。豊田市が「成人式」の案内状を在日朝鮮人に出さないんで、「差別」じゃないかと出かけたんです。そしたら課長は「おっしゃることはわかりましたが、私たちが成人式を行う根拠になる法律は『「国民」の祝日に関する法律』で、国民のところに出すことで不都合はないはずです」と言うんですよ。「国民」という言葉は、ことほど左様に「差別」的に機能するんです。従って、「国民」と「people」の関係は、〝同床異夢〟というほかありません。

明治以来、出移民国だった日本は、世界に先駆けて「人種差別撤廃」を国際社会に訴えた国なんです。『日本外交の150年』（日本外交協会、2019年）には、次のようにあります。「人種差別撤廃条項を〔国際〕連盟規約に挿入する、という日本の要求は難航した。牧野〔伸顕〕全権は、〔1919年〕2月中旬の国際連盟委員会に、締約国内の外国人に対し、人種や国籍を問わず、法律上あるいは事実上何ら差別を設けず、すべての面で「均等公平」の待遇を与えることを連盟規約の中に明記すべきである、と提案した。…5大国〔米・英・仏・伊・日〕のうち有色人種の代表による提案として反響は小さくなかった。…ウイルソン〔米大統領〕は、重要案件の採択には全会一致が必要として、日本提案を否決した」と。在米日本人移民を差別冷遇から救おうとの日本政府の「親ごころ」は、挫折したんです。

中曽根康弘元首相は、2019年に101歳で亡くなるんですが、その主宰する世界平和研究所は、戦後60年に当たる2005年1月、「憲法改正試案」を発表したんです。驚くべきことに、この「改正試案」では、憲法の権利主体としての「国民」が姿を消しているんです。「すべて人は」とか「何人も」に変わっているんです。研究所のホームページで見ていただければと思います。

私は「国民」にこだわってきたので、とてもびっくりして、何人かの記者に、ぜひ中曽根さんに取材して記事にしてほしいと話したんですが、誰もやってくれない、怪訝な顔をされました。私が「変人」なのかもしれませんね。仕方ないので、私は、研究所宛てに手紙を書きましたが、それから8か月ぐらいで「訃報」に接することになります。大政治家ですから、その功罪などの追悼記事がたくさん出ましたが、私が見た限り、この「改憲試案」に触れた記事は見当たりません。これだけ改憲問題が報道されているのに、なぜだろうというのが、私の率直な感想です。

3．中国・朝鮮除外の「対日平和条約」、一方的だった「国籍変更」

日本の「過去」と最も深くかかわる

中国、朝鮮が招請されない「対日講和会議」が、１９５１年９月、アメリカサンフランシスコで開かれます。そのことについて、中華人民共和国の周恩来外交部長の「日本に対する米英平和条約草案およびサンフランシスコ会議に関する声明」（51年８月15日）には、次のようにあります。

「中華人民共和国政府は、アメリカ、イギリス両国によって提案された対日平和条約草案は、国際協定に違反し、基本的に受諾できない草案であるとともに、アメリカ政府の強制で、９月４日からサンフランシスコで開かれる会議は、公然と中華人民共和国を除外している限り、これまた国際義務を反古にし、基本的に承認できない会議であると考える」（外務省アジア局中国課監修『日中関係基本資料集１９４９―１９６９年』霞山会、１９７０年、所収）。

対日平和条約は、１９５１年９月８日に調印、１９５２年４月28日に発効し、日本は、占領を解かれ、再び主権を回復することになります。条約発効直前の法務府民事局長通達（52年４月19日）に「（平和条約発効の日）朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者も含めてすべて日本の国籍を喪失する」とあり、一夜にして60余万の「外国人」が出現することになります。

日本の旧同盟国ドイツも隣国オーストリアを併合し、ドイツ敗戦によりオーストリアは独立を回復します。西ドイツは国籍問題規制法（１９５６年５月）を制定し、併合により付与されたドイツ国籍は、オーストリア独立の前日に消滅する。ただし、在ドイツ者（在日の朝鮮人・台湾人に相当）は、自己の意思表示によりドイツ国籍回復の権利を有する、と定め、国籍選択権を保障しています。

現在、国際司法裁判所所長の岩沢雄司（東京大学名誉教授・国際法）は、「行政府が「通達」によって「条約を適用する」という建前の下で在日朝鮮人の日本国籍を喪失させたことは、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」と規定した憲法第10条（法治主義）に反する疑いが濃いといわねばならない」としている（同『条約の国内適用可能性』有斐閣、１９８５年）。この見解についての憲法研究者の言説は見当たらないようです。

朝鮮人と結婚した日本人女性［朝鮮戸籍入籍となる］が、「通達」での国籍喪失問題を提訴したが、最高裁判所大法廷判決（61年４月５日）は、国籍喪失通達を追認した。その評釈：沢木敬郎（立教大学助教授・国際私法）「朝鮮又は台湾の併合・領有がなかったならば、日本の国籍を取得せず、韓国や中華民国の国籍を保有したであろう者が、日本の国籍を、この領土割譲に基づいて喪失すると考えられていた。すなわち、平和条約の精神は、まさに原状回復にほかならないとする点で、殆ど完全な見解の一致をみていたということができる」（同「平和条約の発行［効］と国籍」『ジュリスト』２２８号１９６１年）。

平和条約の精神が「原状回復」であるなら、朝鮮学校における民族教育こそは、まさに「原状回復」の営為でしょう。従って、日本政府には、民族教育を保障する義務があると、なぜならな

いのか不可解です。

4．国籍変更の結果＝「日本人ファースト」始動！民族差別と闘う市民運動

条約発効日に公布・施行された「外国人登録法」に、指紋押捺制度が導入される。当局の回想「外国人の反対運動なしに実施できるとは考えていなかった。…昭和30（１９５５）年という〔登録〕一斉切替えのない時期を選んで、反対運動の機会を彼らに与えずに、これを実施するのが私どもの秘策であった」と（『外人登録』59年４月号）。

「指紋」は、さっそく日中民間交流の「障害物」となる。１９５７年、名古屋と福岡で「中国見本市」が計画されますが、55年の見本市（東京と大阪）の中国側スタッフ45人が指紋不押捺のまま帰国したため。入管当局は指紋を押さないなら、今回は入国を認めないと主張し、大問題になります。結局のところ、指紋押捺義務は「60日以上」在留する外国人の義務とされていたのを、「１年以上」に法改正することによって事態の打開が図られます。

指紋押捺拒否第一号〔80年９月〕の韓宗碩さんの発言「子も孫も、今後、押しつづけることになる…もう指紋をとられないようにしてやりたい」。指紋拒否の在日朝鮮人女子大生の話「どこかで、朝鮮人だから、これくらいは我慢しなきゃと、自分を殺して最初の指紋を押した、…今までの自分は、どこかですごく抑えていたなと思います。指紋を拒否してから、友達にすごく明るくなったって言われるの…」。「指紋押捺拒否予定者会議」（１９８４年発足）、指紋拒否闘争は日本の公民権運動といわれた。２０００年４月、指紋制度全廃。その間20年かかる。

条約発効２日後制定の「戦傷病者戦没者遺族等援護法」。「国籍条項」のため、「在日」の戦傷軍属・戦没者遺族は、その対象外にされる。大島渚の名作『忘れられた皇軍』（１９６３年８月16日、日本テレビ「ノンフィクション劇場」）は「東京の町々でプラカードを掲げる17人の白衣姿…「眼無し、手足なし、職なし、補償なし」の叫びは悲痛だ…」と。ここに登場する石成基さんたちが、東京地裁に提訴したのは１９９２年８月。98年９月の高裁判決では「国籍条項…を改廃して同法の適用の道を開く…又は…行政上の特例措置を採ることが強く望まれる」と強い付言。

99年３月、野中広務官房長官は、衆院内閣委で「裁判所の御提起等も考えますときに…人道的、国際的な戦後処理の問題を、１９００年代を締めくくる年において考えるべきではなかろうか」と答弁。２０００年６月、特別立法が成立し、戦傷者・戦没者の遺族にわずかな一時金を支給（４１４件）。なお、田中「戦後補償の内外格差を問う」（参考文献１）では、石さんと同じ戦傷の日本人の戦後補償額を調べ（年３８０万円、累計５７７０万円）、内外格差を問うた。さらに、毎年８月15日の全国戦没者追悼式の「政府広報」に「死没された３００万余の方々に追悼の誠をささげるとともに、平和を祈念するため、…」とあるが、「日本側

の死者だけを追悼して平和を祈るの？」と指摘しました。１９９７年以降は「３００万余」は姿を消します。

日本では、その後も福祉国家を目指して、さまざまな社会保障政策が登場します。「年金」は、長らく勤め人のものだったが、国民年金法（１９５９年）ができて、すべての「国民」を対象とします。「国民」とあるのでお気づきのように、在日外国人は対象外なのです。続いて、児童扶養手当法（１９６１年）、特別児童扶養手当法（１９６４年）、児童手当法（１９７１年）と児童手当3法もできますが、すべて「日本国民」のみが対象です。これらと違って、法律上に「国籍条項」はないが、通達で排除しているものに、公営住宅、日本住宅公団、住宅供給公社、住宅金融公庫、があります。「社会保障立法にみる外国人処遇の推移」（参考文献2）。

２０２５年7月の参議院選挙で、某政党が「日本人ファースト」を掲げて躍進して話題になりますが、私に言わせれば、１９５２年に日本が主権を回復すると、こうした「差別」が次々と生まれ、「日本人ファースト」が始動するのです。それを政党が掲げたのは「新しい」かもしれませんが、なんだか滑稽な現象ですね。

対日平和条約から除外の「朝鮮」について、１９６５年6月、二国間条約の「日韓条約」が締結され、朝鮮半島の南半部とは国交正常化が実現しました。日韓法的地位協定により、韓国籍者は、申請により「協定永住」を取得するとされます（申請期間は71年1月まで）。

日本生まれの朴鐘碩さん（１９５１年生）は、日立製作所の入社試験に合格したが、韓国人とわかって合格を取り消されます。初の「就職差別裁判」が始まり、やがて各地に「朴君を囲む会」が生まれ、市民運動が民族差別を射程に入れることになります。日立就職差別裁判（１９７０年12月～74年6月、横浜地裁・勝訴確定）の勝訴判決は、「泣き寝入り」を繰り返しても埒が明かない、納得できないことには異を唱えるべきとの流れが生まれます。民族差別と闘う連絡協議会（民闘連）が発足（１９７５年）、日立裁判を各地で支えた仲間が第一回交流集会をもち、以降毎年開かれる。

最高裁に異を唱えた金敬得さん（１９４９～２００５年）。１９７６年秋、司法試験に合格も、司法研修所で2年間（当時）の司法修習を終えないと弁護士になれない。司法修習生選考要項の「欠格事由」に「日本国籍を有しない者」と。所管の最高裁は、帰化するよう求める。それまでの合格者13人は、全て帰化して司法修習生になったという。最高裁宛て金さんの「請願書（１９７６年11月20日）」の一節

「…私のような自分の民族に背を向けてきた人間でも、今、何とか自己の立脚点を見つけることができるのは、私が大韓民国籍を有していればこそであります。故に、私は、自分の存在の意義を失わしめる日本国への帰化を肯じることができないのです…」。

ついに、最高裁は、１９７７年3月、金さんの入所を認め、79年外国籍弁護士第一号の誕生となります（今では、

在日コリアン弁護士は３００人を超えると思います）。

金敬得さんは、56歳の若さで他界。泉徳治最高裁判事「金敬得さんを憶う」（参考文献３）、田中も取材を受けた『信濃毎日新聞』の連載（参考文献４）があります。

5．ベトナム難民の流出と主要国首脳会議（サミット）の発足

戦後30年。１９７５年４月、サイゴン（現ホーチミン）陥落、ベトナム戦争終結、ベトナム難民の流出。そして11月、主要国首脳会議（G７）の発足、フランス・ランブイエ城にて第１回サミット開催。三木武夫首相参加。

仏紙『ル・モンド』は「日本の難民受け入れ消極策の背景に、朝鮮人への制度的差別があり、それが改められない限り、難民受け入れ策に改善は期待できない」と論評（１９７８年５月25日）。政府は重い腰を上げ、79年に「国際人権規約」批准、81年に「難民条約」批准。前者に伴い、公営住宅など公共住宅関連の国籍要件撤廃。後者に伴い、国民年金法・児童手当３法の国籍条項削除の法改正が実現。二つの条約批准が、在日朝鮮人への制度的差別を是正してくれた！

日本の従来の社会保障の対象者は「日本に住所を有する日本国民」でしたが、以降は「日本に住所を有する者」に原理転換されます。「日本に住所を有する者」＝「納税者」です。難民が来てくれたから「修正」されましたが、もし来なかったら日本はそのままだったのでしょうか。「内なる闘い」と「外からの圧力」の交差ともいえます。「難民条約」の方が「日韓条約」よりも強いともいえます。

戦後40年の１９８５年は、日本の歴史認識がきびしく問われました。５月８日は、日本の旧同盟国ドイツの敗戦記念日です。西ドイツのヴァイツゼッカー大統領が、連邦議会で有名な記念演説を行い、内外に感銘を与えます。「戦いに苦しんだすべての民族、なかんずくソ連・ポーランドの無数の死者を思い浮かべます。ドイツ人としては、兵士として斃れた同胞、そして故郷の空襲で、囚われの最中に、あるいは故郷を追われる途中で命を失った同胞を悲しみのうちに思い浮かべます。…過去に目を閉ざす者は、結局のところ現在にも盲目となります（拍手）。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです」（『荒れ野の40年』岩波ブックレット、１９８６年）。

その３か月後の８月15日（日本の敗戦記念日）に、中曽根康弘首相は、首相として戦後初めて靖国神社に「公式参拝」し、内外に強い反発を招いた。中曽根首相は、翌86年７月、衆参同日選挙に打って出て大勝（自民３０４議席）しますが、その年の靖国参拝は見送られます。そのことについて、後藤田正晴官房長官談話には、次のようにあります。「靖国神社が、いわゆるＡ級戦犯を合祀していること等もあって、昨年実施した公式参拝は、過去における我が国の行為により多大の苦痛と損害を蒙った近隣諸国の国民の間に、そ

のような我が国の行為に責任を有するA級戦犯に対して礼拝したのではないかとの批判を生み、ひいては我が国が様々な機会に表明してきた過般の戦争への反省とその上に立った平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生まれるおそれがある。それは、諸国民との友好増進を念願する我が国の国益にも、そしてまた、戦没者の究極の願いにも副う所以ではない。…これら諸般の事情を総合的に考慮し、慎重かつ自主的に検討した結果、明8月15日には内閣総理大臣の靖国神社への公式参拝は差し控えることとした」と。

同じ8月15日、中国・南京市に「南京大虐殺記念館」開館（館名の揮毫は鄧小平）。

6．植民地支配を「された側」と「した側」の戦後

衝撃的だった韓健洙江原大学校教授の文章「日本の植民地支配に抵抗する過程で形成されてしまった単一民族論と純血主義は克服されるべきである。…朝鮮社会の文化的優越主義や文化的同質性をもって民族のアイデンティティを形成することは間違いであるに止まらず、現実にも合わないことをまず認めるべきである。新しく再編される韓国社会又は韓国人が民族と文化の多様性を通して新しい歴史を創って行くべきであるからだ」（同「歴史的背景から見た韓国の多文化社会」（『Koreana（日本語版）』15-2、２００８年）。

植民地支配を「された側」は、その歴史から何を学び、そこから民族と文化の多様性を通して新しい歴史を創っていこうとしている。いっぽう植民地支配を「した側」は、その歴史から何を学び、いかなる歴史を創ろうとしているのかが問われているのではないか、と自問・自省しました。

戦後の初代東京大学総長南原繁（１８８９～１９７４年／45年12月～51年12月総長）「日本国民統合の象徴としての天皇制は永久に維持されるでありましょう。…君民一体の日本民族共同体そのものの普遍の本質であります。外地異種族の離れ去った純粋日本に立ち返った今、これをしも失うならば、日本民族の歴史的個性と精神の独立は消滅するでありましょう」（東大生を前にした講演「天長節―記念祝典における演述」46年４月29日）。

植民地研究の第一人者とされる矢内原忠雄（１８９３～１９６１年／51年12月～57年12月二代目総長）「その植民政策論の名称をどうしようかと言いますから、私は、日本はもう植民地はなくなったし、植民政策論でもあるまいといって植民政策論の講座を国際経済論にかえた。これは私の発案で、そうしたら全国皆それにならって国際経済論の講座ができた（笑）」（「私の歩んできた道⑪」（『東京大學新聞』58年２月12日、聞く人・大塚久雄経済学部教授）。

矢内原編『戦後日本小史』上・下（東京大学出版会、１９５８年、60年）の矢内原「あとがき」に「上下両巻を一つとして、戦後日本民主化の諸問題の所在を明らかにし、今後の進むべき方向を示唆することができれば幸いである」と書くが、東大の著名教授のど

の論稿にも「在日する旧植民地出身者の存在」への言及すら見当たらない。

「された側」と「した側」の戦後における落差は、どこにその原因があるのだろうか。ヒントの一つとして地方選挙権問題をみてみます。

永住外国人への地方選挙権付与が、韓国では2005年に法改正され、2006年から4年ごとの統一地方選挙で永住外国人の投票が行われています。2026年6月の選挙は6回目の投票になります。韓国の「外国人選挙権者のための案内書（日本語）」には、「大韓民国で共に暮らすあなたの声に耳を傾けます」とあります。日本でこう発信するのはいつのことでしょう？

日本の最高裁判決（1995年2月28日）「地方自治体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄である」と判示。

1998年10月、金大中大統領来日、小渕恵三首相と「日韓共同宣言」署名。1999年3月、小渕首相訪韓、首脳会談で地方選挙権付与を相互に実現しようと確認。

99年10月、自民、自由、公明の連立政権合意書に「永住外国人地方選挙権付与法の成立」が盛り込まれるも、その後進展なし。日韓の開き、四半世紀に及ぶ。

東京・武蔵野市の外国人に投票を認める「住民投票条例案」否決は2021年12月。

以上、表題について、お考えいただくうえでご参考になれば幸甚です。

参考文献

1．田中「戦後補償の内外格差を問う」（『東京新聞』1994年9月27日夕刊）。「政府広報」2点。

2．田中「社会保障立法にみる外国人処遇の推移」（『在日外国人 第3版』169頁、岩波新書、2013年）。

3．泉「金敬得さんを憶う」（『弁護士・金敬得追悼集』新幹社、2007年）。

4．田中も取材された「憲法事件を歩く」外国人の人権①～③（『信濃毎日新聞』連載、2026年4月12・19・26日）。（2026年5月21日・公開講演会）

筆者略歴（たなか・ひろし）

1937年生、東京外国語大学中国語科卒、一橋大学大学院修士（東洋経済史）、「アジア文化会館」職員。愛知県立大学、一橋大学、龍谷大学で教職。一橋大学名誉教授。『在日外国人 第3版―法の壁・心の溝』（岩波新書、2013年）、『戦後責任―アジアのまなざしに応えて』（共著、岩波書店、2014年）、『「共生」を求めて―在日とともに歩んだ半世紀』（解放出版社、2019年）、「日本の戦後民主主義における在日朝鮮人「不在」の検証」（『同時代史研究』第18号、同時代史学会、2025年）ほか。

公開講演会記録

矢吹晋著『相互不信―紆余曲折の日中関係、その先にあるもの』を巡る二つの考察（その1）

『相互不信』を読んで

学習院大学名誉教授　諏訪哲郎（会員）



矢吹先生との関係と若干の自己紹介

矢吹先生に最初にお会いしたのは１９８６年ですので、もう40年前のことです。学習院大学で総合講義という授業が始まり、東洋史の小倉芳彦教授の発案で「中国」をテーマに学外の方にも参加してもらってリレー式の講義を行うことになりました。そのときに、言語学の橋本萬太郎先生や文化人類学の横山廣子先生とともに矢吹晋先生にもご出講いただいたのが最初の出会いです。毎回の講義内容が素晴らしかったので、コーディネーター役の私が授業内容を取りまとめ、翌年に『現代中国の構図』として出版しました。矢吹先生は人民公社がコミュニティであることや鄧小平による改革開放政策の意味などを熱く語られました。

私はその後、日中韓の環境教育の交流に時間とエネルギーを注いでいました。２００４年にその活動の成果として作成した『日中韓がいっしょに学ぶ環境』という環境教育の教材集をお送りしたところ、重要な活動だということで、かなり喜んでいただきました。

２０００年代には、環境教育の交流で知り合った中国、韓国の先生方の学

校を頻繁に訪ねまわり、両国の教育改革の実態を『加速化するアジアの教育改革』とか『沸騰する中国の教育改革』という報告をまとめたりしたので、今では教育改革研究者とみられたりしています。

また少し時間が経過した２０２４年の夏、西安での日中韓の環境教育交流会での基調講演用のパワーポイントをお送りしました。私のもともとの専門である文化地理学的な視点からさまざまな分布図を描くと、漢民族文化には多文化共生という特徴がみられるというものです。矢吹先生からは、即座に「孫悟空がタイムカプセルに乗って宇宙を縦横に飛び回るような爽快感を感じさせる」という最高の評価をいただきました。そして２０２５年２月に国際善隣協会の21世紀アジア塾で同じ話をしました。その内容は『善隣』誌の２０２５年６月号に掲載されています。中国大陸の基層文化が生態環境条件に従って南方と北方に分かれていたことが、言語の類型やミトコンドリアＤＮＡの分布から推定できること、その後成立した漢民族文化には南北双方の文化的共生があったことが大量の同義反復熟語の存在からうかがえること、などを書いています。

一つの中国と尖閣諸島の棚上げ

『相互不信』で最初に目に止まったのは、第Ⅰ部の「名存実亡の日中共同声明」という章の、一つの中国と尖閣諸島問題の棚上げについてです。実際に同時代を生きてきて確認してきたことですので、外務省による外交文書の改竄は、矢吹先生のご指摘の通りだと思います。授業でも当時の『読売新聞』の社説のプリントを配布して話をしてきました。そこには、「（尖閣諸島の領有権の）問題を留保し、将来の解決に待つことで日中政府間の了解がついた…　政府対政府のれっきとした約束ごとであることは間違いない」とはっきりと書かれています。

なぜ日本では外交文書の改竄や事実の矮小化が平気で行われるようになったのか、こういう行為に対する罪悪感がなぜ衰退してきたのか、とよく考えさせられます。日本人の歴史認識の希薄さの背後には、大事なところをしっかりと伝えてこなかった日本の教育の問題もあるでしょう。それに加えて最近のＳＮＳの広がりの中で、大量の皮相なデマが意図的に流され、それらの真偽を確認することなく真に受けてしまう人がどんどん増えているような気がします。

米中の科学技術力の格差解消

『相互不信』を読んでいると、矢吹先生の科学技術方面の造詣の深さにも感心させられます。第Ⅱ部第６章の「台湾有事という虚構」では、「（空母戦略はすでに時代遅れになり、）いまや空母派遣による軍事力の誇示は逆効果を生み出し、単にミサイルの標的、餌食を提供するにすぎない」と指摘されています。今回のイラン攻撃に加わった米軍の空母艦隊の攻撃力が限定的であったことからも、もう空母の時代ではないとつくづく感じさせられました。

第Ⅲ部の「量子覇権をめぐる米中闘争」では、半導体の問題に深く切り込んでいます。技術革新力という点では、かつてはアメリカの方が断然優位でしたが、もう中国が逆転していると感じ始めています。最近、人工知能について調べていて、脳とコンピューターを接続するＢＣＩ（Brain Computer Interface）が話題になっていることを知りました。その紹介記事を時系列的に見てみると、以前はアメリカで開発された技術の紹介一色だったのですが、１年ほど前から中国が顔を出してきています。「非侵襲型（頭蓋骨に穴を開けないタイプ）を中国が開発した」とか、「中国では脳へのＩＣチップのインプラントが実用段階に入ってきている」という記事です。ただし、このような科学技術は軍事利用に直結するものですので、その辺をどう制御できるのかが気になるところです。

日本の科学技術の相対的衰退と理系軽視

『相互不信』では、「半導体・スマホ世界市場で惨敗した日本企業」（第Ⅲ部第七章）という章で日本が出遅れてしまっていることにも触れています。まったく同感で、過去30年の理系軽視の結果だと思っております。『相互不信』とは別の本の中で、矢吹先生は中国の現在の政治局員の若手８人のうち５人が理系である、と指摘されています。確か朱鎔基総理時代の政権運営のトップも半数は理系学部出身だったと記憶しています。そのような中国と違って、日本では文系主体の官僚、文系主体の国会議員であることも影響したのかと思います。１９９２年からＯＥＣＤが“Educa-

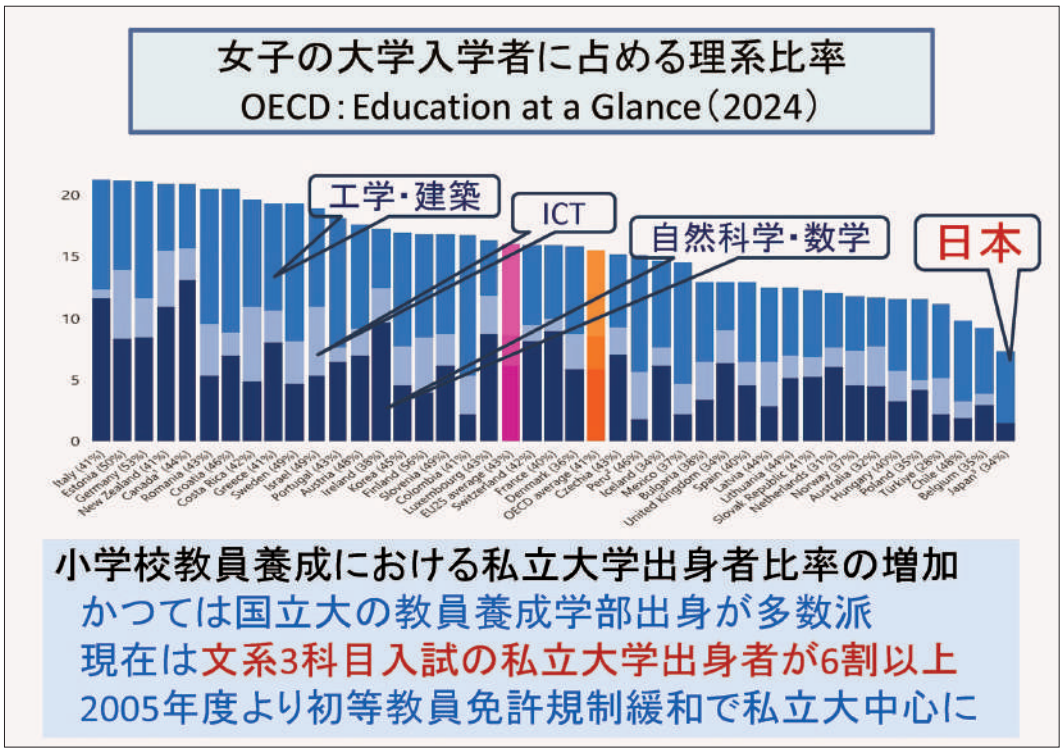


図１　日本の理系軽視の現状

tion at a Glance”という冊子を出しています。その1993年版に、教育分野への公的投資の対GDP比の比較が掲載されました。その時点で日本はOECD諸国の中で最下位でしたが、以来30数年最低レベルを続けています。**図1**は、同じ“Education at a Glance”の2024年版に掲載された女子の大学入学者に占める理系比率の国際比較ですが、これも日本は最低です。

日本の理系軽視という点では、小学校の教員養成が大変心配な状況です。かつては小学校の先生は7～8割が国立の教員養成系大学を出た方が採用されていました。しかし、今は私立大学出身の人が6割以上採用されています。ほとんどの私立大学の入試は文系3科目で、理科と数学・算数が苦手な教員の比率がどんどん高まってきています。

米中が争っている場合ではない

目下、米中の対立が話題にあがりがちですが、米中で争っている場合ではありません。世界の持続可能性が深刻な状況にあることに関して「ドゥームズデイ・クロック（世界終末時計）」に触れておきます。原子科学者たちが核戦争による世界の終末が近いという危機感から人類の歴史を24時間で示したもので、2026年1月現在、残り時間が85秒とされています。2025年は89秒でしたので、さらに4秒縮まっています。以前はもっぱら核戦争の勃発可能性が終末時計を決める要因でしたが、最近では核戦争に加えて、気候変動、バイオテクノロジーの悪用、人工知能の潜在的脅威なども短縮要因としてあがっています。

今後の日本の役割は、こういう中で

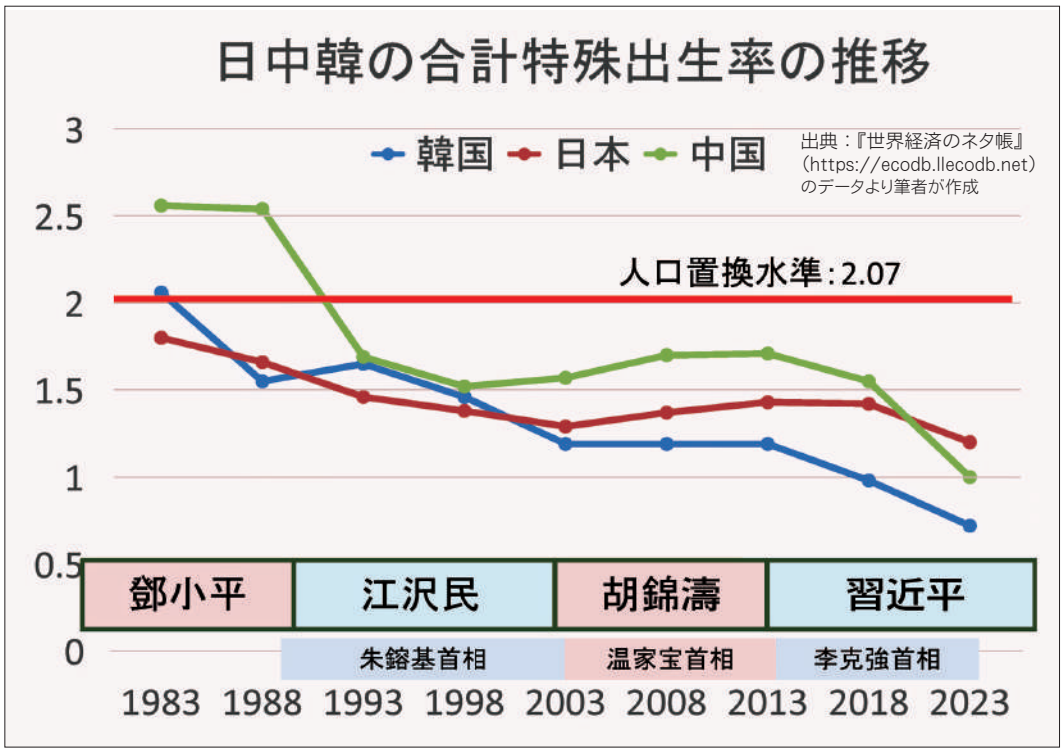


図2　日中韓の合計特殊出生率の推移

「米中が争っている場合ではない、目先の利益をめぐって国家間で争っている場合ではない」ことを先頭に立って主張し、世界全体の国際協調推進の先導者になることでしょう。そしてその役割を果たすには、適切な教育と人材育成から出直す必要があります。

電脳社会主義と低出生率

中国の出生率の統計を信じるならば、**図2**で示したように、江沢民主席から胡錦濤主席に移行する時代に合計特殊出生率が下がり、習近平主席になってさらに下がってきています。習近平の「電脳社会主義」も少子化を促進しているのではないかと疑っています。中国の官僚制度には腐敗はつきものでしたが、社会主義においても官僚の腐敗をどう克服するかは大問題です。官僚によるデータ捏造を阻止しうる側面も併せ持つ「電脳社会主義」を習近平主席が強く打ち出した、と早々に指摘された矢吹先生の慧眼には驚かされます。しかし、電脳社会主義にも低出生率を促すという問題がありそうな気がします。

中国の低出生率の要因として、教育費や育児費用の問題が指摘されています。科挙の伝統や宗族制度のしがらみが今も影響しているのかもしれません。一方で女性の社会進出が進み晩婚化が進み、個人の自由や生活の質を重視するようになったことが要因とされています。他方で、監視カメラ、スマートフォンやカード決済等であらゆる情報を管理しつつ、「束縛の中での自由」を保証する電脳社会主義は、若者たちにとっては、結婚して子どもをもうけて、という気分にさせるものではないのではないか、と感じています。「宗族制度のしがらみ」と「電脳社会主義の束縛」が一体となって低出生率になっているのではないか、と推測しています。

ヨーロッパの場合は、低出生率に対して移民をある程度受け入れる政策をとり、その結果、活力は維持していますが、移民排斥運動を引き起こしています。東アジアの場合、低出生率でありながら移民の導入には消極的でした。ただ、韓国では近年移民に前向きに取り組み始めているようです。だいぶ先のことでしょうが、今後、中国が移民受け入れにどのように対応していくのかは、注目しておきたいところです。

まとめ

矢吹先生の『相互不信』を読ませていただき、全体として、この日中両国間の相互不信を何とかしなければいけない、そのためには、まず１９７２年の日中国交正常化以降の歴史の真実をしっかり見極める必要がある、というご提案と受け取りました。高市早苗政権誕生以降、相互不信は一層深まってしまい、修復に向けた動きが希薄です。しかし、日本の未来のためにも、近隣諸国との関係の再構築が最優先課題であることを、この本を通して改めて感じさせられました。

（２０２６年5月15日・21世紀アジア塾）

矢吹晋著『相互不信―紆余曲折の日中関係、その先にあるもの』を巡る二つの考察（その2）

国権と民権のはざま

北海道大学名誉教授　渡辺浩平（会員）



矢吹晋先生の『相互不信―紆余曲折の日中関係、その先にあるもの』（花伝社、２０２５年）は現代中国や日中関係に関する広範囲の問題を扱っている書籍です。ご存じの通り先生は、花伝社から、中国のみならず、日本史についての本も数多くだされており、未知谷からはこれまでの研究の集大成として、２０２２年から２０２４年にかけて『チャイナウォッチ　矢吹晋著作選集』全５巻、別巻１冊を出版されました。よって、２０２５年に出された『和魂漢才―朝河史学から描く内外整合の日本像』と『相互不信』は、『選集』に盛り込めなかった原稿を集めたもの、と理解できます。前者が副題の通り、朝河貫一研究からはじまった日本史再考、後者が中国研究に依拠した著作です。

また『相互不信』の巻末には、花伝社への謝辞が記されているので、やはりここは、花伝社の中国関連の書籍全体を見渡してコメントしなければならないと思いました。浅学の身には荷が重い作業ですが、長年の学恩にこたえるためにも、今世紀に入ってからの矢吹先生の中国研究を視野におさめて、愚見を申し述べたいと思います。

年表を見ると、そこには、２００１年中国がＷＴＯに加盟して以降の主要な出来事と矢吹著作を記しています。それらの本のタイトルを眺め、印象に強く残るキーワードは、「チャイメリカ」と「電脳社会主義」です。

『チャイメリカ―米中結託と日本の進路』は２０１２年に花伝社から出版

されました。２００１年にニューヨークのワールドトレードセンターがテロに遭い、その後、アメリカはアフガニスタンに侵攻、さらに、イラクへの軍事作戦を進めます。しかし、大量破壊兵器は見つからず、逆に中東情勢は混迷を来します。他方、中国はＷＴＯ加盟以降、「世界の工場」として経済力を伸ばし、２００６年には外貨保有高で日本を抜いて世界一位となり、対米債権を増やしていきます。

２００８年にはアメリカ発でリーマンショックが起こり、中国はすかさず大規模な景気刺激策を打って、世界のマーケットを下支えする役割を果たしました。一方、日本の麻生太郎政権は、リーマンショックに対して、現金給付など弥縫策しか打てず、翌年、自民党は下野するという政権交代が起こりました。

今世紀に入ってアメリカの威信は下がり、中国はひそかに実力をつけていきました。「米中結託と日本の進路」という副題は、腹落ちするものがありました。アメリカと中国は、表面的には対立しているように見えますが、貿易、金融と相互依存関係は深まっている。日本は「おいてけぼり」を食らわされるのではないか、その主張に得心した記憶があります。

ですが、ここで、一つ断っておかねばならないのは、その折の中国の大規模な景気刺激策によって、高速鉄道などのインフラが整備されたことは間違いありませんが、同時に、地方政府の過剰債務や不動産バブルが発生、そのツケが現在も残りました。そのような後遺症があったからこそ、中国は自らの力によって、科学技術の発展を強く推し進めることとなりました。

昨日５月14日の米中首脳会談のニュースを見て、あらためて「チャイメリカ」という現実を突きつけられたと感じた方は多かったのではないでしょうか。ぜひ、矢吹先生には、トランプ訪中、また９月に予定されている習近平訪米後の米中関係、つまりは「チャイメリカ」バージョン２を書いていただきたいと希望します。

つぎに「電脳社会主義」に移ります。「電脳社会主義」という語が冠された書籍は、２０１８年に出版された『中国の夢―電脳社会主義の可能性』です。前年『習近平の夢―台頭する中国と米中露三角関係』を出版され、「岡倉天心記念賞」最優秀賞を受賞されました。『中国の夢』は、その続編という位置づけかと思います。

２０１２年の党大会で習近平は総書記となり、「中華民族の偉大な復興が中国の夢である」とされました。当時私は、アヘン戦争以来の屈辱の歴史の克服という、いささか大時代的なスローガンに、中国の人びとは、一面共感するであろうが、違和感を持つ人もいるだろうと感じました。というのも、足元をみると、２０１１年に、温州の高速鉄道の事故が発生し、２０１２年２月から３月にかけては、王立軍と薄熙来の事件が起こっていました。確かに、２００８年の北京五輪、２０１０年の上海万博を成功に導きましたが、同時に、胡錦濤、温家宝体制の終盤、中国政治や社会には、ある種の不協和音が生じているように感じられた

からです。人びとの生活に近いところの問題解決が先行されるべきではないか、と考えました。

私ごとで恐縮ですが、２０１０年代のはじめから10年間、北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院に付設された東アジアメディア研究センターの責任者をつとめていました。中国大陸、台湾、香港、韓国などの東アジアのメディアの観察と、かの地の研究者との交流をすすめる組織です。私個人は、中国メディア、特に「都市報」と言われる商業紙やインターネットの影響力の拡大などを観察していました。中国のメディアの変化を「統制のほころびと中国社会の多元化」という視点から見ていました。また、広告ビジネスに携わっていた経験から、そのような新たなメディアに日本はどのようにして関わっていけばよいのか、という二つの方向で観察を続けていました。

しかし、習近平政権下、メディアは強く統制され、中国社会のさまざまな課題を伝えなくなっていきます。私の知る中国のジャーナリストも沈黙を強いられ、記事を書かなくなっていきました。その問題について、一部の人びとは「過渡期の専制」と言いますが、しかし、ノーベル平和賞を受賞した劉暁波への苛烈な対応などを見ても、過度な統制がなされているという感は否めませんでした。

「私ごと」の続きで恐縮ですが、２０２０年代半ばぐらいから、大学の仕事が忙しくなり、私事もかさなって、中国に頻繁に行くことができなくなり、書くものをいったん日本の近現代史に移していきました。それはある意味で現代中国研究からの「逃避」ですが、他方、習近平体制が、明治以降の日本の姿に重なって見えたという点も、理由としてありました。

このあたりの説明はなかなか難しいのですが、「改革開放」によって、「開国」を果たし、先進資本主義の圧力に抗しながら、かつて中国を「半植民地」へ陥れた従属的な「買弁」と異なる形の「市場経済化」を推しすすめるためには、民権よりも、国権を第一に考えるという姿に、帝国日本と習近平政権が重なって見えたのです。日本の近現代史の再読が、東アジアの近代とその未来を再考する「てがかり」になるのではないかというささやかな思いがありました。

矢吹先生は習近平の統制強化という集権体制だけでなく、その後の科学技術の発展にいち早く着目されました。中国のデジタル化によって、13億の人びとの個人情報が精度高く集められる。そのことが、計画経済の精緻化を促す。それが、「電脳社会主義の可能性」ということです。２０２０年に白水社から出版された『〈中国の時代〉の越え方』の帯には、「デジタル・レーニン主義の可能性」と書かれていました。

確かに、ビッグデータが正確に処理され、分析できるのであれば、粗放的ではない計画経済が実現できるはずです。ですが、自分にはそれはフリードリヒ・ハイエクの言うところの「致命的な思いあがり」であり、「電脳」への「隷従への道」へとつながるのでは

ないかとも思えました。また、物理的な欲求は計算が可能かもしれませんが、言語化しにくい人びとの思いは、数値化ができるのかという疑問も残ります。

むろん、矢吹先生もそのあたりについての目配りもあり、「デジタル・リヴァイアサン」という言葉も使われています。私たちは、トマス・ホッブスの言う「海の怪物（レヴィアタン）」に擬せられた「国家」と、いやがおうにも付き合わざるをえない。「デジタル・リヴァイアサン」は、鄧小平が言うところの「石をさぐりながら河を渡る」ように、馴致するしかないという主張なのでしょう。

２０２４年末に札幌から東京に転居し、中国観察を再開して、まず強く印象付けられたことは、中国の科学技術の発展でした。ご存じの通り、中国の若手起業家からDeepSeekという生成ＡＩが生まれ、また、ロボット技術も格段に進歩しています。２０２５年末から２０２６年の初めにかけて、フランスのマクロン大統領、イギリスのスターマー首相、ドイツのメルツ首相が訪中し、生成ＡＩなどの科学技術分野での交流が伝えられています。特に、メルツ首相は杭州のロボット企業・ユニツリー社を訪問し、ロボットのパフォーマンスを見学し、帰国後、強い調子で中国の科学技術の発展を学ぶべき、と檄を飛ばしました。そのようなニュースに接し、「電脳社会主義」の先見性を改めて理解するようになりました。

むろん、中国における軍備の拡張や香港への統制強化、という戦後の国際秩序への挑戦とも言える政策には、違和感を持ちますが、中国から見れば、異なる見方があるのかと思います。それは、帝国日本が、第一次世界大戦後、イギリスに代わって新たな覇者となったアメリカから受けたのと同様の圧を中国が感じているのではないか、という類推です。帝国日本は、太平洋戦争に至る前、アメリカは自らの発展を抑えにかかっている、さらに、「排日移民法」により、日本人を蔑視し、排外している、と感じていました。

劉暁波の問題に代表されるような苛烈な反民権的な政策には、強い嫌悪を抱きますが、同時に、先にあげた、「過渡期の国権回復」については、帝国日本の足取りを見るにつけ、理解できる部分もあると思えたのです。私が一番不思議に思えるのは、戦前、つまり帝国日本に一定の評価をする人びとが、アメリカを凌駕しようとする中国に、どうして内在的な理解を示さないのか、という点です。

今回、このコメントに「国権と民権のはざま」というタイトルをつけたのは、上村希美雄さんが１９７６年に葦書房から出版された『民権と国権のはざま』にならったものです。上村さんはその後、大著『宮崎兄弟伝』を上梓されています。『民権と国権のはざま』の副題は、「明治草莽思想史覚書」というもので、宮崎八郎を長兄とする宮崎兄弟について触れています。宮崎八郎は自由民権主義者でしたが、西南戦争で死に、その弟・民蔵、彌蔵はその記憶を継ぎ、末弟・滔天は孫文を支えて、中国革命に邁進します。同書のま

えがき「民権と国権のはざま」の末尾を引用します。

多くの明治の草莽たちは、この不幸な暗渠の中で苦闘した。そこには明治国家の航跡に何とかして自らの志を重ねようとした人々の、さまざまな思いがいきづいている。それはまた、反西欧のアジア的心性の根を保ちながら容赦ない近代化の侵襲にさらされた者たちの、陥らざるを得なかった思想的坩堝でもあった。かれらの営為のそれぞれが矛盾や屈折をはらみ、ある偏曲にみちているからといって、それは単純な進歩対反動の史観で割切ることはできないだろう。むしろ私はこの開裂の底から浮上してくるものの総和をとらえることによって、かれらの夢みたもの―あるべきだった日本近代の全体像に達したいと願っている。（傍点引用者）

かつて「東亜病夫」と蔑まれた中国が、先端技術において、アメリカを凌駕する日が見えてきたことを、冥界の宮崎滔天はどのように眺めているでしょうか。

国権の回復がかなりの程度達成された中国の人びとは、再び、民権の拡大を主張してくることとなるでしょう。また、国力の衰退が明らかになった日本において、一部の人は、代替としての国権の拡大に希望を託すようになる。日本と中国の関係性の維持はなかなか難しいかじ取りになるのではないかと思われます。

日本は自らの蛇行した近代史を現代中国の営為に重ね合わせ、共通の未来像を紡ぎだせるのか。そもそも、日本の近代においては、なぜ、アジアへの連帯が、侵略へと転化したのか。明治という近代化の初発で何があったのか。そのための最初の作業は、宮崎兄弟などの明治の知識人の「夢みたもの」を想起することから、はじまるのではないかと思います。

（２０２６年５月15日・21世紀アジア塾）



国際善隣協会

のホームページを
ご活用ください。

左の写真は、ホームページのトップ画面です。インターネットの検索サイト（Google、YAHOO！など）で「国際善隣協会」と入力して、検索してください。
スマートフォンでも閲覧できます。

会員彼是

新著『さまよえる人生』を上梓して

大類善啓（会員）

中国ハルビン市方正県にある日本人公墓を通して、旧満州における日本の加害と被害の実相を伝えるべく「方正友好交流の会」を立ち上げたのが２００５年、すでに20年経つ。そのこともあり、旧満州で苦労された方々の自分史がよく送られてくる。やはり、どうしても書いておかなければいけない、子どもたちにも自分の体験を知ってほしい、という気持ちは痛いほどわかる。

しかし私にはそんな「自分史」を書くような内なる声はない。ところが方正と関わるようになり、会員になられた上野千鶴子（社会学者・東京大学名誉教授）さんから「自分史を書きませんか」という葉書をもらったのだ。「自分史？…」そんな気持ちだった。たまたま親しい友人にそのことを言うと、「上野さんから言われたなら書かないといけないでしょうね」と言うではないか。出版社に言えば、ぜひ書いてください、と言う。そうして書き上げたのが『さまよえる人生―よくぞここまで生きてきた‼』である。

本の帯には上野さんの次のような推薦文がある。「次にどこへ行くかわからない、読みはじめたら止まらない自分史。著者の人生を貫くのは、並外れた好奇心と正義感だ。こんな配偶者を持ったら、はた迷惑だが退屈しないだろう」。

本誌の読者には、関心があるだろう中国との関わりについても拙著に記しているので、紹介しておこう。

私が初めて中国を訪れたのは１９７８年の秋だった。開放経済体制に入って間もない頃である。街には自転車があふれ、青い人民服の時代、上海の街を人々は交通規制などどこ吹く風、まるで気にせず悠々と歩いている。〝文化大革命〟のイメージが残っている私には驚きだった。「これが中国なんだ！」と思った。

そして中国との仕事をしたいと思い、それは手塚治虫さんのアニメ作品『鉄腕アトム』の中国中央テレビへの１年間の放映、孫文を支えた知られざる梅屋庄吉のテレビ特別番組の制作・放映、そして羽田澄子演出作品『嗚呼 満蒙開拓団』の映画作品につながった。また『ある華僑の戦後日中関係史―日中交流のはざまに生きた韓慶愈』（明石書店）を上梓できた。そう思うと感慨無量である。

ぜひ新著『さまよえる人生』をお読みいただき、ご叱正いただきたいと思っている。

『さまよえる人生―よくぞここまで生きてきた‼』（批評社：定価２０００円＋税）



陶陶俳壇（ようよう）

陶陶句会結果
2026年8月

兼題「月」

馬場由紀子

名月に魅かれて行くや町踊り　橋本紅杓

◎由紀子　先祖の霊を慰めるための踊りの列が月に魅せられ、導かれてゆく。その列は、先祖の御霊でもあるようで、いずれ彼岸へと向かう生者でもある。

○明良　盆踊りの時期が来ました。我が町では踊り手が少なくなり子どもも減りました。

○キヨ衛門　その通りの楽しい表現。

○正子　日中の暑さも鎮まり、涼やかな月の光に誘われてそいそいそと出かける。盆踊りの賑わいが伝わってきます。

星月夜大草原の天の川　〃

○えつこ　視界を遮るものはなにひとつない大草原、満天の星、明るい月、天の川、なんと雄大な情景でしょう！体験してみたいです。

お月見にだんご食べながらあら嬉し　上野京

◎キヨ衛門　おもしろい。が、あら探しにするともっとおもしろい。

三日月もなぜか不思議な憂いあり　〃

○キヨ衛門　三日月には戦闘意欲のシンボルがあるが、憂いと感じたのでしょうね。

豆腐屋の軒白抜きの「ところてん」松島一三四

◎正子　お豆腐屋さんに小太？意外さと「白抜き」に惹かれました。涼しそうです。

○明良　昔は夏になるとあちこちで見た光景ですが店も減り名前も知らない若者も増えました。我が家では食べるのは私だけです。

○紅杓　天草から寒天を作り、それをカットして「ところてん」を作る。豆腐屋の軒に「ところてん」の文字。寒天干しは12月から2月。自家製なのであろうか。

○由紀子　スーパーマーケットの買い物ではこのような季節感は味わえませんね。

塗装工ファン付き服のベトナム語　〃

◎えつこ　暑い日中に塗装の作業をする人、最近はファン付き作業服が熱中症対策で用いられていますが、それを着用しているのはベトナム語を話す人。視点が少しずつ近づいていく描き方が見事です。日本では人手不足の中、遠い国から来てきつい仕事をしてくれている姿には、複雑な気持ちになります。外国人労働者の問題を考えると、日本の驕りのようなものが感じられて腹が立ちます。この句でそんなことまで想起させられました。

◎京

○明良　まあ、日本人少なくなってベトナムからの動力か？南北統一から半世紀が過ぎました。戦火を潜った身としても昔日のものとなりました。孫は国境を越えて働ける良き時代になりました。熱帯の国から来ても十分な装備ですね。

枯れ松に蔦絡みつく夏の月　日野正子

◎紅杓　蔦は秋の季語。樹木に絡みつく姿を通して古びた家や静かな時間の移ろいをしみじみと表しさらに月光を加えわびしさを強調している。夏の月とあるが秋の様子が濃く晩夏の夜景であろうか。

○えつこ　「松」「蔦」「つく」「夏」「月」という一連の「つ」の連続と、そこに「枯れ」「絡み」「つく」「月」の「か」行音が加わって、人によっては発音しにくい音で、言葉遊びのようでとてもおもしろいと思いました。

○由紀子　月への憧れなのか、蔦は上へ上へと伸びてゆく。その足場に「枯れた」松を使うところが生の循環を思わせる。

夏の朝ふわり白雲ルノワール　〃

○えつこ　ルノワールの絵はたしかに「ふわり」と形容したくなりますね。

夏の月遥か彼方に亀登り　清原キヨ衛門

●由紀子　幻想的で面白い。

月明に万戸の甍澄み渡る　えつこ

○二三四　静の中のさらなる静とでもいうべきか、なんとも印象的な景です。甍が「澄み渡る」という描写が美しい。「澄み渡る」が効いています。静まり返った深夜、月光に照らされた甍の波…突然町方の呼子の笛が鋭く鳴り響く…時代劇のワンシーンのようでもあります。

○紅杓　高所から見渡すと月の光を浴び黒々と輝く甍が静まり返っている。秋の夜景ととらえられる。

○由紀子　月の明かりが甍の波に煌めく様子が美しい。

月代を水面に掬ふ舟子かな　〃

○二三四　舟子（船頭）が水面に映る自分の月代を櫓で掬うかのように船を漕いでいる、という景でしょうか。お題「月」で月代とほ。作者の語彙と想像力に脱帽です。

○キヨ衛門　水面の月代を上手に掬る作業が目に浮かぶ。

送り火に線香花火を加えたり　瀬﨑明良

○二三四　お盆の送り火に線香花火も焚いたという。故人が好きだったのか、幼くして亡くなったのか。美しくも儚げな線香花火に送られ、故人は心安らかに浄土へ帰ったことでしょう。

○正子　「お盆の送り火と線香花火には、先祖の霊を光で送り出し、鎮魂や偲ぶ心を込めるという共通の精神的背景がある」（ＡＩ）とのこと。線香花火に思いがこもります。

夏の海さざ波洗う痩せた足　〃

○由紀子　病気で痩せたのか、老齢のためか。この波は、優しい波なのか厳しい波なのか、気になるところだ。このままだと、第三者の視点で読まれていて、報告となり感動が薄れてしまうので、「立秋の波に洗はる八十の足」としても。

火の国の明日を思はん西日中　馬場由紀子

◎明良　幾度も地震を受け大変な生活でしょうがまずは酷暑を乗りきれることを祈ります。

恙なき知らせに胡瓜揉みにけり　〃

◎二三四　日頃気にかけている友か身内か、もしかすると熊本在住の知人かもしれません。無事の知らせにほっとして、昼餉だか夕餉だかの支度の手を再開する。胡瓜揉みもいっそうおいしく仕上がりそうです。

＊旧かな、新かな、作者の意図に任せる。



在籍するだけで学歴

最近、通学せず籍だけ置く「掛読」を宣伝するSNSアカウントが相次ぎ登場。複数の医療系大学と提携しているとうたい、医療分野の学歴も実務経験も、医師国家試験の受験資格も持たない「三無」の人々に対し、学歴取得を仲介すると宣伝している。

利用者は料金を支払えば、形式的な入学試験を受けるだけで、実際には通学も授業への出席もテストも必要なく、3年後には全日制の医療系短期大学卒業資格を取得できるという。現在、この問題については国家衛生健康委員会が調査に乗り出している。

医療は他の職業とは異なり、失敗が許される余地はないに等しい。医師の一つ一つの判断は、患者の健康、さらには生命に直結する。また、医学生の養成には長い年月が必要であり、膨大な知識を学び実践経験を積むだけでなく、長期間の学習を通じて生命に対する深い敬意を身に付ける必要がある。

したがって、「掛読」ビジネスが脅かすのは教育の公平性や医療界の秩序だけではない。国民の健康と生命に重大な危険を及ぼす問題である。このような「時限爆弾」を社会へ送り出す仕組みや、それを支える産業チェーンを徹底的に取り締まり、解体するため、関係当局の速やかな行動を期待する。

（『中国新聞網』2026年7月7日）

住宅の安全性に再注目

先頃、湖北省（鄂州市）で一家3人が強風によって窓ごと吹き飛ばされ死亡した事故は、異常気象による悲劇として片づけるべきではない。14歳の子どもが両親と弟を一瞬にして失った今回の事故は、猛烈な風であったことは確かだが、隣家ではガラスが割れただけだったのに対し、この家では窓が根元から引き抜かれたことから、窓そのものの安全性にも問題があった可能性がある。

今回の強風は、台風の残存渦や梅雨前線、寒冷渦が重なるまれな気象条件によるもので、予報では捉えにくかったという。しかし、「百年に一度」とされる異常気象が頻発する中、都市や住宅の備えはどうなのかが問われている。実際、黄岡市の住宅でも竜巻によって掃き出し窓が失われ、住民が窓の外へ吹き飛ばされている。住宅には大きな窓や広い眺望が求められるが、その構造強度や施工技術が極端な風圧に耐えられるかについては考慮されているのだろうか。また、古い窓やドアの安全性について、中古住宅の取引時に検査や情報開示が適切に行われているのかという問題も浮かび上がる。異常気象頻発の中、建物の外壁や窓などの囲い構造について、安全基準や監督体制に盲点がないか改めて問われる。

関係部門は被害状況を把握するだけでなく、事故原因を調査し、住宅の品質に関する責任の所在を明らかにすべきである。さらに、既存建築物の外窓の安全性について特別調査を実施し、所有者、管理会社、監督部門の責任を明確にするとともに、関連する建築基準を改訂・整備する必要

がある。特に異常気象が頻発する状況を踏まえ、重点地域のドアや窓の耐風圧基準を引き上げるべきである。家は住民が安心して身を守るための場所である。悲劇を、天災のせいだけにしてはならない。天災は制御できないが、人災は防がなければならない。

（『新民晩報』２０２６年７月11日）

行政が家政婦不足解決に

中国の家政サービス業は１兆元の市場規模に達し、生活を支え、雇用を安定させる重要な分野となっている。一方「よい家政婦が見つからない」「料金が不透明」「権利が保障されない」など、家政婦、利用者双方が長年の問題を抱えている。こうした状況を受け、商務部など９部門は「家政サービス業の質の高い発展を促進するための若干の政策措置」を発表し、５つの側面から19項目の具体的な措置を打ち出した。

その一つが、家政サービスの利用者が安心して従事者を選べるよう、信用情報の照会機能を強化することである。現在、専用アプリ「家政信用査」には２万社を超える企業と９００万人を超える家政サービス従事者の信用情報が収集されている。今後はさらに政府の信用情報、企業による評価、地方政府の行政情報などを統合し、プラットフォームを充実させる方針だ。

また、家政サービス業では現在、２０００万人以上の人手が不足しており、特に質の高い人材の不足が深刻になっている。ある利用者は、以前は「できる家政婦」を求めていたが、今は「仕事がいい加減ではない人」であればいいと思っているそうだ。

国家発展改革委員会社会発展司の徐欣副司長は、家政サービス業の人材育成と待遇改善が重要だと述べた。

具体的には、産業界と教育機関が連携し、業界が求める人材を育成する仕組みを整えるとともに、技能を適切に評価し、高い技能を持つ人がそれに見合った収入を得られるよう、職業基準や技能認定制度を整備するという。人力資源社会保障部農民工工作司の林淑莉副司長は、技能訓練から技能評価、就職支援までを一体的に行う仕組み作りを全国で進め、職業訓練の質を高めると同時に、労働契約・サービス契約の適切な締結、社会保険への加入率を上げるなど、雇用環境改善も図りたいと述べている。

（『新華毎日電訊』２０２６年７月22日）

図書館に子どもを預けるな

最近、全国各地の図書館が相次いで文書で、保護者が未成年者を図書館内に一人で残していくケースが何度も発見されていると伝えている。また、図書館によっては、そのような未成年者を発見した場合、派出所に連絡して対処するとしている。

「図書館は子どもの預かりを拒否する」という問題の背景には、実は、長期休暇中の子どもの見守りをめぐる問題の一つがうかがえる。問題を解決する鍵は、公共サービスの空白を埋めることにある。近年、重慶、上海、広東など多くの都市では、政府部門が中心となり、学校、労働組合、地域社会と連携して、夏休み教室の体制づくりに着手、普遍的なサービスとして制度化をめざしている。しかし、依然として各地の図書館から「頻繁に子どもが追い出される」という現実から見ると、支援を必要とする家庭に十分にサービスが行きわたっていないことがわかる。

（『重慶日報』２０２６年８月４日）

協会通信

◆令和８年度第７回理事会の議題（10月23日開催）

・審議事項

①協会台所事情への対応について

・報告事項

①各常任委員会報告

②監査委員会報告

③事務局報告（決議事項含む）

老朽化設備更新他

◆令和８年度新会員歓迎会（11月20日開催予定）

以下新会員　敬称略

・濱田嘉一　・金子博文

・澤　一誠　・藤岡竜志

・荒木義修　・山谷悦子

・林原　学　・渡辺浩平

・久野一郎　・田中清味

・盧　冶

◆令和８年度第８回理事会（11月27日開催予定）

◆令和８年度消防訓練（11月27日理事会終了後予定）

（事務局長　増野亨）

会員だより

◎新会員

〈正会員〉

田中清味氏　盧　冶氏

同好会だより

〈陶陶句会〉馬場由紀子先生

毎月第１水曜日にオンラインで句会を開催しています。未経験者も大歓迎です。郵送やＦＡＸでの投句もできます。興味のある方はぜひご参加ください。詳細は事務局まで。

〈陶謡会〉松木千俊先生

第２火曜日午後２時から。興味のある方は事務局へご連絡ください。未経験でも大丈夫です。（一人ずつの個人指導のお稽古もあります）

〈一石会〉

毎月第２土曜日午前11時から、７階談話室で碁会を開いています。参加希望の方は、開催日前々日（木曜日）までにメールで幹事（瀬﨑明 aseken2000@gmail.com）までご連絡ください。初心者にも丁寧に指導します。

みんなの写真館

石神井公園の秋模様（表紙）

石神井公園は古代から人々が暮らし、鎌倉・室町時代の石神井城跡を中心に、江戸期以降の都市開発を経て１９５９年に都立公園として整備された歴史ある公園です。東京都練馬区にある石神井公園は、豊かな自然に囲まれた、都内でも人気の憩いの場所です。園内には三宝寺池と石神井池があり、水辺の風景と四季折々の草木を楽しむことができます。秋の深まりを感じる頃、赤や黄色に染まった木々に包まれます。

なかでも秋の石神井公園は格別です。風が吹くと色づいた葉が静かに舞い落ち、遊歩道は落ち葉の絨毯のようになります。朝の光や午後の柔らかな日差しによって、同じ景色でも少しずつ表情が変わるのも魅力です。

紅葉の中をゆっくり歩いていると、自然の美しさだけでなく、季節が移り変わっていくことの尊さを感じます。赤や黄色の葉を眺めながら歩くひとときは、心を穏やかにしてくれます。石神井公園の秋は、都会に暮らす私たちに、自然とゆっくり向き合う時間を与えてくれる、かけがえのない季節だと思います。そんな紅葉の絨毯の上で、小さな男の子が拾った一枚の紅葉は、この秋の日の思い出として、きっと心に残ることでしょう。

（姜晋如）

都心に、秋が来た（表４）

我が家から歩いて10分の所に都立横網公園がある。

学校に上がる前より、近所のわんぱくどもが木登り、虫取り、それに秋は銀杏拾いに集まってきて大いに遊んだ「森」である。

開園以来90年を越え、木々の種類も多く、威風堂々の樹木も散見される。ここは、春の整備された花壇風の装いに比し、秋は大きな息吹が日を追って草木に鮮やかな黄色、赤色を伴って、終日楽しむ景色を迎える時季が出現する。

池に訪れる鳥は、以前はカワセミやサギも来たが、管理下の今はカラス、鳩、雀、ムクドリ等である。野生の香りは木々のみ。ちなみに同公園は３月10日（戦災）、９月１日（震災）の記念行事が準国家対応となっており、要路の諸氏が出席し慰霊する施設でもある。

（伊大知重男）

2026年11月の行事予定

4日（水） 14：00　陶陶句会（Zoom）
兼題「悲しい一句」および当季雑詠

5日（木） 14：00　公開 第20回 対面＆オンライン講演会
シベリアに送られた女性たち
小柳ちひろ氏（ドキュメンタリーディレクター、プロデューサー）

10日（火） 14：00　陶謡会（松木千俊先生お稽古）

12日（木） 14：00　公開 第21回 対面＆オンライン講演会
中国の対日行動を読む――中国の思考法式から考える
清川佑二氏（(一財)日中経済協会元理事長、通産省OB、元特許庁長官）

14日（土） 11：00　一石会囲碁例会（於 7階談話室）

20日（金） 15：30　新会員歓迎会
※会員で参加ご希望の方は事務局までご連絡ください。

26日（木） 14：00　公開 第22回 対面＆オンライン講演会
市民科学とは何か？
上田昌文氏（NPO法人市民科学研究室代表）

11月の会議予定

10日（火）14：00　環境委員会
11日（水）13：30　国際交流委員会
13日（金）14：00　講演委員会
18日（水）14：00　広報委員会
25日（水）13：30　東北委員会
27日（金）13：00　理事会

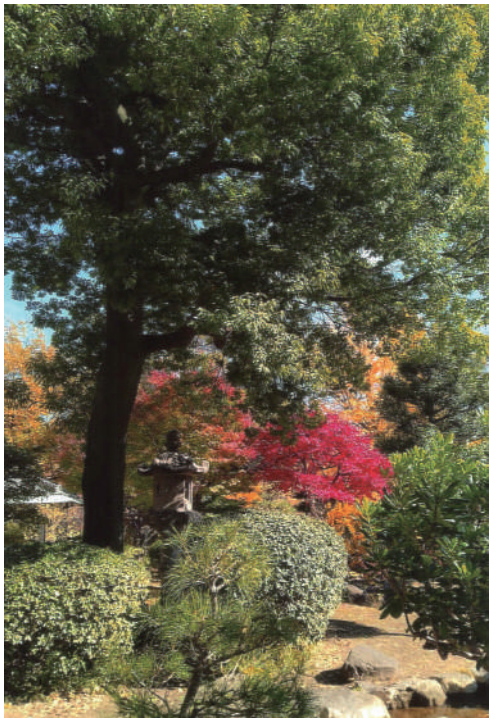
※下線は通常日程に変更あり。

【12月初めの講演会予定】

10日（木） 14：00　公開 第23回 対面＆オンライン講演会
現代世界の展望と日本の現状
古賀茂明氏（政治経済評論家、経済産業省OB）

みんなの　写真館







ISSN0386-0345
二〇二六年（令和八年）十一月一日・毎月一日発行

「善隣」第五七六号（通巻八四三）

発行所　〒一〇五-〇〇〇四　東京都港区新橋一-五-五
一般社団法人　国際善隣協会
電話　〇三-三五七二-三〇五一番（代表）

INTERNATIONAL GOOD NEIGHBORHOOD ASSOCIATION（IGNA）
https://www.kokusaizenrin.org